

「令和6年能登半島地震」で被災された方への支援について

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、北陸地方などの広い範囲で甚大な被害が発生しました。地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。岡崎市では、令和6年能登半島地震で被災された方への支援メニューをまとめさせていただきました。

- 1 この表は、市の支援（市が直接実施するもの及び他の関係機関）の概要を一覧にまとめたものです。
- 2 支援等を申請される際は、罹災証明書／被災証明書や運転免許証などの本人確認が必要な場合があります。事前に問合せ先へご確認ください。

被災者相談窓口
岡崎市ふくし相談課 TEL0564-23-6774

問合せ：防災課 TEL0564-23-6898

被災者支援メニュー一覧

令和6年3月28日現在

岡崎市役所の支援メニュー				
No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
1	各種証明書交付手数料の減免	・令和6年能登半島地震被災者で、岡崎市に住民登録のある方又は本籍がある方	運転免許証など本人確認できる書類が必要 令和6年能登半島地震の被災者であることをお申出ください。	【東庁舎1階】 市民課証明窓口係 Tel23-6528
2	個人市民税の減免	災害により自己又は家族が所有し、かつ、居住する住宅又は家財に損害を受けた方で、前年所得が1,000万円以下であり、保険金などにより補填される金額を除いて計算した損害割合が3割以上ある方	申請日以降1年以内に到来する納期限に係る納付額（特別徴収に係るものは、減免申請日の属する月の翌月以降1年以内の月割額）の8分の1～全額を減免 ※詳しくはお問合せください。	市民税課【東庁舎3階】 市民税1係 Tel23-6082
3	個人市民税の雑損控除の適用	災害により住宅や家財等の資産に損害を受けた方	雑損控除として申告をすることにより、個人市民税で一定の所得控除を受けることができます。 選択により、令和6年度（令和5年分所得）の個人市民税において雑損控除を適用することも可能です。 申告の方法など、詳しくは問合せください。 なお、所得税で雑損控除を申告する場合は、税務署に問合せください。 （令和6年能登半島地震に関する所得税の手続きは、国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/nto/index.htm をご覧ください）	市民税課【東庁舎3階】 市民税1係 Tel23-6082 岡崎税務署 Tel58-6511
4	各種証明書交付手数料の減免	被災者で、岡崎市で課税されている方	運転免許証など本人確認できる書類が必要 窓口で被災者であることをお申出ください。	市民税課【東庁舎3階】 市民税1係 Tel23-6082
5	各種証明書交付手数料の減免	被災者で、岡崎市で課税されている方	運転免許証など本人確認できる書類が必要 窓口で被災者であることをお申出ください。	資産税課【東庁舎3階】 償却資産係 Tel23-6107

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
6	納税の猶予	被災されて納付が困難な方	徴収の猶予を受けることができます場合があります。ご相談ください。	納税課【東庁舎3階】 納税推進1係 TEL23-6118 納税推進2係 TEL23-6115
7	証明書交付手数料の減免	被災者で、岡崎市で課税されている方	運転免許証など本人確認できる書類が必要 窓口で被災者であることをお申出ください。	納税課【東庁舎3階】 収入整理係 TEL23-6123

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
8	証明書交付手数料の減免	・被災者で、岡崎市で国民健康保険に加入されているかた又は加入されていたかた	証明手数料の減免 (納付証明書)	国保年金課【東庁舎1階】 収納係 TEL23-6276
9	国民健康保険料の徴収猶予	被災されて納付が困難なかた	国民健康保険料の徴収猶予制度あり	国保年金課【東庁舎1階】 収納係 TEL23-6843
10	市営住宅等の無償提供	住戸が被災されたかた	市営住宅及び特定公共賃貸住宅を無償提供します。 1、入居期間 6か月以内(ただし、1年まで延長可) 2、使用料 家賃及び駐車場1台について無償 3、入居者負担 電気・ガス・水道及び下水道の使用料、共同施設の維持、運営費用 4、提出書類 申請書(窓口配布)、罹災証明書など 5、その他 詳細については、受付時に説明します。	住宅計画課【西庁舎地下1階】 市営住宅管理係 TEL23-6322
11	民間賃貸住宅等への入居に関する相談	住宅確保要配慮者(被災者) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条1項2号の規定に該当する者 (2 災害(発生した日から起算して3年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。)により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者)	民間賃貸住宅等への入居に関する相談に応じ、物件情報等の提供を行います。	住宅計画課【西庁舎地下1階】 居住支援係 TEL23-6880 (岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会事務局)
12	下水道使用料の徴収猶予	被災者及び被災者受入世帯	下水道使用料を一時的に納めることができない場合、1年以内の期間に限り支払猶予が可能となります。	岡崎市上下水道局サービス課 【西庁舎6階】 債権管理係 TEL23-6450

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
13	水道料金の徴収猶予	被災者及び被災者受入世帯	水道料金を一時的に納めることができない場合、1年以内の期間に限り支払猶予が可能となります。	岡崎市上下水道局サービス課 【西庁舎6階】 債権管理係 Tel23-6450
14	日本赤十字社の救援物資配布	被災者及び被災者受入世帯	日本赤十字社の救援物資を配布します。 ・毛布（1枚/人） ・タオルケット（1枚/人） ・救急セット（1個/世帯）	地域福祉課【東庁舎1階】 活動支援係 Tel23-6145
15	児童福祉法による児童通所支援の支給	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 審査給付係 Tel23-6853
16	障害者総合支援法による障がい福祉サービス	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 審査給付係 Tel23-6853
17	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。また、耐用年数内の支給が可能となる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 Tel23-6867
18	移動支援	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 審査給付係 Tel23-6853
19	日中一時支援	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 審査給付係 Tel23-6853
20	日常生活用具費支給	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。また、耐用年数内の支給が可能となる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 Tel23-6867

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
21	在宅重度障がい者等訪問入浴サービス	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 TEL23-6867
22	特別児童扶養手当	被災にあわれたかた、または被災により必要な手続きができない方	支給開始時期の特例や、所得制限の特例を受けられる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 TEL23-6867
23	特別障害者手当及び障害児福祉手当	被災にあわれたかた、または被災により必要な手続きができない方	支給開始時期の特例や、所得制限の特例を受けられる場合があります。	障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 TEL23-6867
24	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の減免	被災によって費用負担が困難な方	利用者負担額の減免が受けられる場合があります。（更生医療・育成医療）	（更生医療担当） 障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい1係 TEL23-6867 （育成医療担当） 障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい2係 TEL23-6180
25	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の取り扱い	令和6年能登半島地震による被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していること等により、公費負担医療を受けるために必要な手続きができない方	自立支援医療受給者証を提示できない場合、医療機関において、自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより受診可能。また、緊急の場合は、指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで受診可能。さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診可能。	（精神通院医療担当） 障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい2係 TEL23-7674
26	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費受給者証の取り扱い	令和6年能登半島地震による被災に伴い、関連書類等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していること等により、公費負担医療を受けるために必要な手続きができない方	医療受給者証の提示ができない場合、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより受診可能。また、緊急の場合は、受給者証に記載する指定医療機関と名称が異なる医療機関の他、指定医療機関以外の医療機関でも受診可能。	（特定医療費担当） 障がい福祉課【福祉会館1階】 障がい2係 TEL23-6180

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
27	結核医療費公費負担 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者	災害により、患者票にある指定医療機関において受診等ができなくなった場合は右記の窓口まで相談 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。 また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。	保健予防課【げんき館2階】 感染症対策2係 TEL23-5082
28	定期予防接種の実施	被災により、居住地である市町村において定期予防接種を受けることが困難な場合	該当する定期予防接種券の交付	ワクチン接種推進室【げんき館2階】 予防接種係 TEL23-6714
29	母子健康手帳の交付・再交付	(1) 災害救助法適用地域に住民票があり、岡崎市へ妊娠届出書を提出されたかた (2) 災害救助法適用地域に住民票があり、母子健康手帳の交付を受けていたが災害により紛失されたかた	母子健康手帳の交付・再交付	家庭児童課【福祉会館3階】 母子保健係 TEL23-7683
30	妊産婦の相談	災害救助法適用地域に住民票がある妊産婦	産婦人科医療機関の紹介 妊娠中及び出産後の健康相談(電話、訪問)	家庭児童課【福祉会館3階】 母子保健係 TEL23-7683
31	妊婦健康診査	災害救助法適用地域に住民票がある妊婦	住民票のある市町村で、健診費用の払い戻し制度が無い場合、妊婦健康診査受診票交付申請書の提出を受けて、受診票を交付。	家庭児童課【福祉会館3階】 母子保健係 TEL23-7683

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
32	養育医療給付（母子保健法）	災害救助法適用地域に住民票がある給付対象児	災害により、受給者証にある指定医療機関において受診等ができなくなった場合は右記の窓口まで相談	家庭児童課【福祉会館3階】 母子保健係 Tel23-7683
33	助産制度	災害救助法適用地域に住民票がある妊婦	災害により、助産施設において入院助産を受けることができなくなった場合は右記の窓口まで相談	家庭児童課【福祉会館3階】 児童相談係 Tel23-6745
34	子育て短期支援事業	災害救助法適用地域に住民票がある児童	災害により、家庭での養育が困難になった場合に、児童養護施設等において一時的な預かりを行う	家庭児童課【福祉会館3階】 児童相談係 Tel23-6745
35	ファミリー・サポート・センター事業	災害救助法適用地域に住民票がある児童	災害により、当市でファミリー・サポート・センター事業の利用を必要とされる場合は、右記の窓口まで相談	家庭児童課【福祉会館3階】 児童相談係 Tel23-6745
36	就学援助費の支給	被災により経済的に困りの小中学校の児童生徒	就学援助費の受給申請により給食費、新入学学用品費、学用品・通学用品費、修学旅行費・校外活動費の一部などを援助する。	教育委員会学校指導課 【福祉会館4階】 学事保健係 Tel23-6425
37	旧本多忠次邸	令和6年能登半島地震により岡崎市内に避難されているかた	旧本多忠次邸で開催する有料展開催期間中の入館料が無料になります。令和6年度能登半島地震により岡崎市内に避難されていることが証明できるものを御持参のうえ、旧本多忠次邸へお越しください。なお、有料展開催期間以外の入館料は無料です。 場所／欠町（東公園内） 開館時間／9時～17時（入館は閉館30分前まで） 休館日／月曜日（祝日の場合はその翌平日）、年末年始（12月28日～1月3日）、展示替期間	旧本多忠次邸 Tel23-5015
38	犬に関する手数料の免除	被災地区のかた（被災証明書の確認）	被災地の犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票再交付手数料の減免	動物総合センター【東公園内】 動物1係 Tel27-0444

No.	支援メニュー	対象者	支援内容	問合せ先
関係機関の支援メニュー				
39	就労サポートセンター	求職中のかた	生活相談、職業相談、職業紹介、職業検索端末機による就労情報の提供	岡崎市就労サポートセンター Tel23-6927
40	生活福祉資金貸付（緊急小口資金）	令和6年能登半島地震による災害救助法の適用地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）	貸付金額の限度は、原則として、10万円以内。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内。無利子 （1）世帯員の中に死亡者がいるとき。 （2）世帯員に要介護者がいるとき。 （3）世帯員が4人以上いるとき。 （4）前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。 据置期間は、貸付の日から1年以内 償還期限は、据置期間経過後2年以内	岡崎市社会福祉協議会 Tel23-8938
41	弁護士による何でも無料電話相談	令和6年能登半島地震の被災者で愛知県内に避難されている方	コールバック式の電話による無料相談 【利用方法】 受付電話番号 052-565-6110 電話受付後、担当の弁護士が折り返しのお電話をして、相談に応じます。 ※折り返しまでにお時間をいただくことがあります。 受付の際は「能登半島地震コールバック電話相談」とお知らせください。 【受付時間】 平日：9時10分～16時30分 【受付期間】 令和6年2月1日～12月27日	愛知県弁護士会 Tel052-565-6110